**別記様式第20号**(第50条関係)

第１面

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第　　　　　号  外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律  第35条第２項において準用する同法第13条第２項の規定による立入検査証  （同第104条第１項に規定する報告徴収等のみを担当する職員の身分を示す証明書に限る。） | | |
|  | 写  真 | 職名及び氏名  年　　　　月　　　　日生  年　　　　月　　　　日交付    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
|  | | |

第２面

|  |
| --- |
| 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋  （報告徴収等）  第13条　（略）  ２　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。  ３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  　（報告徴収等）  第35条　主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、団体監理型技能実習関係者（監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であった者をいう。以下この項において同じ。）若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事業所その他団体監理型技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  ２　第13条第２項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第３項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。 |

第３面

|  |
| --- |
| （許可の取消し等）  第37条　主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。  一～三　（略）  四　この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。  五　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。  ２～４　（略）  （監理責任者の設置等）  第40条　（略）  ２　（略）  ３　監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければならない。  ４　監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反していると認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければならない。  ５　監理団体は、前項に規定する指示を行ったときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。  （権限の委任等）  第104条　主務大臣は、政令で定めるところにより、第35条第１項の規定による報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査（第40条第３項から第５項までの規定を施行するために行うものに限る。）（次項及び次条において「報告徴収等」という。）の権限の一部を国土交通大臣に委任することができる。  ２～６　（略） |

第４面

|  |
| --- |
| （職権の行使）  第105条　主務大臣は、報告徴収等に関する事務について、第35条第１項に規定する当該主務大臣の職員の職権を労働基準監督官に行わせることができる。  ２　国土交通大臣は、主務大臣の権限が前条第１項の規定により国土交通大臣に委任された場合には、報告徴収等に関する事務について、第35条第１項に規定する当該主務大臣の職員の職権を船員労務官に行わせることができる。  第112条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。  一　第13条第１項又は第35条第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  二～十二　（略）  第113条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第108条、第109条、第110条（第44条に係る部分に限る。）、第111条及び前条（第12号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 |

　　　　　　　　　（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ７とすること。